

令和 8 年度版

# 生成AIの利活用に向けた ガイドライン



阿賀野市教育委員会

# 本ガイドラインの目的

- ◆本ガイドラインは、阿賀野市の教職員及び児童生徒が、校務又は学習において生成 AI を利用する際に遵守すべき事項を定めるものである。
- ◆生成 AI とは、プロンプト（指示・命令文）を与えることにより、文章、画像、音声等を生成することができる人工知能の一つであり、人間の業務又は学習活動を支援するツールとして活用が期待されている。一方で、その利用に当たっては、情報漏えい、回答内容の不正確性、著作権侵害等の問題が指摘されており、生成された内容の正確性及び妥当性を確認するファクトチェックの重要性を踏まえ、最終的には人間の判断により適切に活用されなければならない。  
このため、利用者は、生成 AI の特性及び留意点を理解し、必要な AI リテラシーを身に付けなければならない。
- ◆本ガイドラインは、生成 AI 利用時の作業指示（プロンプト入力）及び生成された情報の活用にあたっての注意事項等を示すものであり、生成 AI を利用する際は、必ずその内容を確認しなければならない。  
また、本ガイドラインに定めのない事項について疑義が生じた場合は、阿賀野市教育委員会へ問い合わせるものとする。  
なお、本ガイドラインは、今後の制度改正、技術動向及び運用状況等に応じて、随時見直しを行うものとする。

## 利用可能なサービスと活用例

- ・生成 AI を利用する際は、阿賀野市教育委員会が許可する下記サービスを利用するものとし、阿賀野市教育委員会が貸与する Google アカウント（@agano.ed.jp）を使用すること。
- ・下記以外の生成 AI サービスを利用しようとする場合は、利用規約等を確認の上、必ず事前に阿賀野市教育委員会へ問い合わせること。

### 校務利用（職員）

| サービス名           | サービス提供者            | 主な使用例        |
|-----------------|--------------------|--------------|
| ChatGPT         | OpenAI OpCo, LLC   | 文書作成・推敲・企画提示 |
| Gemini          | Google LLC         | 文書作成・推敲・企画提示 |
| Gemini Notebook | Google LLC         | 議事録作成・資料要約   |
| Canva AI        | Canva Pty Ltd      | 画像生成・翻訳      |
| Perplexity      | Perplexity AI, Inc | 資料収集         |
| Padlet ARCADE   | Wallwisher, Inc.   | 学習活動作成       |
| Claude          | Anthropic PBC      | コード作成        |
| Napkin AI       | Second Layer, Inc  | 図解作成         |

### 学習利用（児童・生徒）

| サービス名           | サービス提供者       | 主な使用例      |
|-----------------|---------------|------------|
| Gemini          | Google LLC    | 例題作成・文章推敲  |
| Gemini Notebook | Google LLC    | 資料要約・例題の作成 |
| Canva AI        | Canva Pty Ltd | 画像生成       |

- ・利用規約上、対象年齢が 13 歳以上に設定されているものは、原則として使用しない。
- ・生成 AI サービスについて、教職員が個人の判断で有料契約、オプション契約又は従量課金を伴う利用を行うことを禁止する。ただし、業務上の必要性があり、所定の手続により安全性、契約条件及び予算上の妥当性が確認されたものはこの限りでない。

# 生成 AI についての基本的な考え方

## (1) 学校現場における人間中心の生成AIの利活用

### ① AI利用の基本原則「人間中心の原則」

- AI 利用は、人々の能力を拡張し、多様な人々の多様な幸せの追求を可能とするために開発され、社会に展開され、活用されるもの。
- 生成AIと人間との関係は対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成AIは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得るもの。
- 生成AIの出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識する。
- リスクや懸念を踏まえ、最後は人間が判断し、自ら責任を持つ基本姿勢が重要。

### ② 児童生徒の学びと生成AI

- 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用する。(生成AIを利活用することが目的ではない)
- 各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問いを立て続けること、その前提としての「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要。そうした教育を拡充する際には、体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験とICT利活用とのバランスが重要。

### ③ 教師の役割と生成AI

- 教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割が重要。
- 生成AIの効果的な利活用を実現するために、生成AIの仕組み(AIリテラシー)を身に付けることが重要。  
例:情報技術を日常の校務等に活用しつつ、教師自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことが、教育活動で適切に利活用する素地を作ることにも繋がる。このような教師の学びをサポートできる環境の整備や研修機会等も重要。

## (2) 生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

### ① 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

学習指導要領では、「情報活用能力(情報モラルを含む)」を言語能力、問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として位置付け。新たな情報技術である生成AIの急速な進化や普及のような将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすること。

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。各学校は、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成すること。

### ～小学校学習指導要領(平成29年3月告示より)抜粋～第1章 総則 第2 教育課程の編成

#### 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1)各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、情報活用能力(情報モラルを含む)等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。

### ～小学校学習指導要領(平成29年3月告示より)解説 総則編より抜粋～第3章教育課程の編成及び実施

#### 第2節 教育課程の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

(1)学習の基盤となる資質能力 情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質等も含むものである。

情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。<解説総則編より抜粋> ※中学校も小学校と同解説

## 1 資質・能力の3つの柱に基づく情報活用能力の整理

### ○知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）

・情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

### ○思考力、判断力、表現力等（理解していること、できることをどう使うか）

・様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

### ○学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか）

・情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

## 2 情報モラル教育の充実(情報の真偽を確かめる学習活動)

①情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動

②ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動

③情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動

④情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動

⑤情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動（高等学校段階のみ）

⑥健康を害するような行動について考えさせる学習活動

⑦インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

## 3 学校現場において押さえておくべきポイント

### ①安全性を考慮した適正利用

・年齢制限や保護者の同意の必要性、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約の確認、遵守。

### ②情報セキュリティの確保

・文部科学省が策定する最新の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にする。

### ③個人情報やプライバシー、著作権の保護

・プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護するため、個人情報保護法等の関係法令等を遵守。また、生成 AI サービスの利活用時には意図せず他人の著作権を侵害しないよう生成 AI と著作権制度について正しく理解する。

### ④公平性の確保

・特定の個人ないし集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるため、生成 AI の学習データや入力するプロンプト、連携する外部サービス等によってバイアスが含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないよう、人間の判断を介在させる。

### ⑤透明性の確保、関係者への説明責任

・生成 AI サービスの利用目的やその態様、リスク等の必要な情報を整理し、関係者に提供することが重要。各地域や学校の実態を踏まえ、必要に応じて教職員や児童生徒、保護者等への説明の機会や問合せの窓口を設けることも考える。

## 4 教職員が校務で利活用する場面(ポイントその①)

### (1) 基本的な考え方

教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成 AI を積極的に利活用することは有用である。

### (2) 具体的な利活用場面

#### ・児童生徒の指導にかかわる業務への支援

##### 【授業準備】

- 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する。
- 児童生徒による授業の感想の集約を行う。
- 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する。
- 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する。
- 校外学習の実施行程作成のたたき台を作成する。

##### 【部活動】

- 過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する。

##### 【生活指導】

- 児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する。

## 5 教職員が校務で利活用する場面(ポイントその②)

### (3) 学校の運営にかかわる業務への支援

#### 【教務管理】

- 時間割・授業時数案を作成する。

#### 【学校からの情報発信】

- 各種便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）・通知文・案内文のたたき台を作成する。
- 学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成する。

#### 【校内研修】

- 校内研修の資料のたたき台を作成する。
- 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する。

#### 外部対応への支援

- 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する。
- 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する。

## 6 教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか。
- ☐ 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか。
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか。
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか。
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか。  
※重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く。ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある。
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していないか。
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか。

## 7 児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- ☐ 児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- ☐ 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか（年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など）
- ☐ 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか。
- ☐ 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- ☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか
- ☐ 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか

## 8 学習場面において 利活用が考えられる例 (○)

- 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く (○)
- 生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する (○)
- グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する (○)
- 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする (○)
- 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する (○)
- 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する (○)
- プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する (○)
- 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う (○)
- 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容 に対する深い理解を生み出す助けとする (○)

## 9 学習場面において 利活用が不適切と考えられる例(✕)

- 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する (✕)
- 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要） (✕)
- 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる (✕)
- テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する (✕)
- 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る (✕)
- 定期考査や小テスト等で使わせる（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき） (✕)
- 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う (✕)
- 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる (✕)

## 10 課題に関する留意事項について

- ① レポート等の課題を出す際には、自分自身の経験を踏まえた記述になっているか、レポートの前提となる学習活動を踏まえた記述となっているか、事実関係に誤りがないかなど、評価する際の視点を予め設定することも考えられる。
- ② 提出された課題を学習評価に反映させる場合、クラス全体又はグループ単位等での口頭発表の機会を設ける、まとめた内容が十分理解され自分のものになっているかを確認する活動を設定するなどの工夫も考えられる。
- ③ 生成 AI の利活用を想定していないコンクールの作品やレポート等について、生成 AI の出力をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないことなど十分に指導する。（保護者に対しても、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう周知し理解を得ることが必要）
- ④ 課題研究等の過程で、自ら作成したレポートの素案に足りない観点等を補充するために生成 AI を利活用させることも考えられる。その際、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）、最終的な成果物については、生成 AI とのやりとりの過程を参考資料として添付させることや、引用・参考文献等を明示させることも考えられる
- ⑤ 自らの作った文章を基に生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、何度も自分で推敲し、より良い自分らしい文章として整えた過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させることも考えられる
- ⑥ 生成 AI を用いた際には、生成 AI ツールの名称、入力したプロンプトや出力、日付等を明記させることが考えられる

## 11 学校現場において留意すべき代表的なリスクや懸念の例

- ① **AI に人格があるかのように誤認するリスク**
  - ・生成 AI は流暢な文章やコンテンツを生成することが可能、また人間のコミュニケーションと遜色ないスピードで反応するレベル。児童生徒が、人間のように振る舞う AI に触れることで、AI に人格があるかのように誤認するリスクがある。
- ② **資質・能力の育成に悪影響を与えるリスク**
  - ・学習活動の目的や育成したい資質・能力を十分に意識しないまま、安易に生成 AI を学習活動に導入することで、AI に依存したり、AI の答えを鵜呑みにしたりするなど、目的に即した必要な学習過程が省略され資質・能力の育成に繋がらないリスクがある。
- ③ **バイアスの存在とそれによる公平性の欠如**
  - ・生成 AI は既存の情報に基づいて回答を作るため、答えを鵜呑みにする状況が続くと、既存の情報に含まれる偏見を増幅し、不公平及び差別的な出力が継続・拡大する可能性がある。
- ④ **機密情報や個人情報に関するリスク**
  - ・生成 AI サービスでは、入力された機密情報や個人情報が、生成 AI の機械学習に利用されることがあり、他の情報と統計的に結びついた上で、また、正確又は不正確な内容で、生成 AI サービスから出力されるリスクがある。
- ⑤ **著作権に関するリスク**
  - ・生成 AI は、既存の著作物と類似した生成物が生成される可能性があり生成物の利用の態様によっては著作権侵害が生じるリスクがある。
- ⑥ **外部サービスの利用に起因するリスク**
  - ・生成 AI サービスの利用はサービス提供者の定める利用規約に基づく。現在は無償のサービスであったとしても将来的に有料のサービスになる価格の変動リスク、サービス停止等の提供条件の変動リスク、日本の法令が適用されないリスクや係争時における管轄裁判権が日本国外になるリスクがあるほか、技術やサービスの進展が早いことから利用規約が頻繁に変更されるリスクも考えられる。

## 阿賀野市の利活用(規約)についての留意事項

### 1 生成 AI の利用規約について

- (1) 生成AIの利用規約(例:Chat GPTの利用は13歳以上。18歳未満の場合は保護者の許可が必要) 併せて、セキュリティポリシーを遵守した上で、校務や教育活動で使用してよい。

### 2 生成 AI の校務(職員)における利用について

- (1) 校務における業務効率や質の向上等、働き方改革の一環として、教員が生成AIを利用することは可能。ただし、以下の点について留意すること。
  - ・生成AIへのプロンプト(入力文・命令文)の内容は、サービス提供者のシステムに提供され、他者の質問に利用される可能性があるため、機密情報や個人情報は絶対に含めないこと。
  - ・生成AIを利用した質問への回答の文書は正確であるとは限らず、虚偽や偏見、公平性を欠くなど誤った内容などが含まれる可能性があるため、必ず根拠や裏付けの確認をすること。
  - ・生成AIは、著作権が含まれる元データを回答の生成に用いる可能性があるため、利用方法によっては著作権侵害のおそれがあること。

### 3 児童生徒等への指導について

- ・生成AIの指導にあたっては、①生成AI自体を学ぶ段階 ②使い方を学ぶ段階 ③各教科等の学びにおいて積極的に用いる段階の3段階が考えられるが、①の生成AIの仕組みや特徴(長所や短所)については、学年の発達段階に応じた指導を心がけること。
- ・授業での活用はタブレット端末利用の応諾書と同様、生成AI利用の応諾書を保護者から得て使用すること。

# 生成 AI に入力してはならない情報

1 生成 AI の利用に当たっては、阿賀野市情報公開条例、阿賀野市学校情報セキュリティポリシーその他関係規程を踏まえ、入力する情報の内容に応じて適切に取り扱わなければならない。

2 次に掲げる情報は、生成 AI に入力してはならない。

## (1) 個人情報及び機密性の高い情報

ア 個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスその他特定の個人を識別することができる情報  
その他、要配慮個人情報

イ 成績情報、健康情報、生活指導情報、教育相談情報その他これらに類する情報

ウ 漏洩、滅失又は毀損により児童生徒、保護者、教職員他関係者に重大な影響を及ぼす恐れのある情報

## (2) 非公開情報

ア 法令、条例その他の規定により公にすることができない情報

イ 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

エ 市又は教育委員会内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

オ 監査、契約、調査研究、学校運営その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、適正な事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

## (3) 秘密保持義務のある情報

ア 外部事業者、関係機関その他第三者との契約、協定等に基づき、秘密保持義務が課されている情報

イ 生成 AI に入力することにより、当該サービスの提供事業者その他の第三者に対し、開示し又は提供することとなるおそれがある情報

3 生成 AI に情報を入力することは、当該サービスの提供事業者その他の第三者に対し、情報を開示し又は提供することに当たる可能性があることから契約上又は法令上の守秘義務に抵触しないよう十分注意しなければならない。

## (4) 生成 AI への入力可否に関する情報分類

① 生成 AI への入力可否の判断に当たっては情報の内容及び性質に応じ次の各号に掲げる区分により取り扱うこと。

| 分類  | 分類基準                                                     | 該当する情報資産のイメージ                                                                                                | 生成 AI 入力          |
|-----|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| I   | 個人情報並びにセキュリティ侵害が児童生徒等の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす学校情報        | 指導要録原本、教職員の人事情報、入学者選抜問題、成績原票、健康診断情報、要配慮個人情報、個別支援に関する詳細情報等                                                    | 禁止                |
| II  | 公開することを予定していない学校情報及びセキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼす学校情報 | 個人名が記載された出席簿、生徒名簿、評定一覧表、通知表、調査書、保護者連絡網、事故報告、未公表の内部資料、校内限定資料等                                                 | 禁止                |
| III | 外部に公開する学校情報のうち、セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす学校情報      | 個人名が特定できる学習記録、作品、レポート、学校行事の写真・動画、卒業アルバム、公開予定ではあるが個人識別性を有する資料等                                                | 禁止                |
| IV  | 上記以外の学校情報                                                | 学校だより等の一般的な文例、通知文・案内文のひな形、依頼文・回答文のテンプレート、申請書・報告書の書式例、個人名等を含まない学習記録、文書、匿名化済みの例文、公開を前提とした原稿案、一般的な表現の推敲・要約対象文書等 | 可<br>※ただし内容確認を要する |

② 公開を前提とする情報であっても個人を識別することができる情報を含むものは生成 AI に入力してはならない。

③ 分類 I から分類 III までに該当する情報は、その全部又は一部を問わず、生成 AI に入力してはならない。

④ 分類 IV に該当する情報であっても、未公表の意思決定情報、内部検討中の情報、契約、調達、入札等に関する非公開情報、第三者の権利利益を害するおそれのある情報その他入力が不適当と認められる情報は、生成 AI に入力してはならない。

⑤ 文例、ひな形、テンプレート等を生成 AI に入力する場合であっても、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学校名、学年、組、児童生徒番号その他特定の個人又は学校を識別することができる情報を含めてはならない。

⑥ 生成 AI への入力に当たっては、匿名化、一般化又は不要部分の削除を徹底し、固有名詞、個別事案の詳細その他特定性の高い情報を除いた上で利用しなければならない。

⑦ 生成 AI から得られた出力結果は、その内容の正確性、妥当性、著作権その他の権利関係等について、職員自ら確認した上で利用しなければならない。

⑧ 学校長が不適当と認める情報は、生成 AI に入力してはならない。